

1 必要性等

我々には**職務上知ることのできた秘密を守る義務**が課されており、秘密保全は、国の安全の確保、他国との情報共有又は信頼関係の維持のため、必要不可欠なものです。

防衛省・自衛隊における秘密は、基本的に次のとおりです。

【いわゆる省秘等】（自衛隊法第59条）

【省秘】

防衛省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画（電磁的記録含む）又は物件であって、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定に基づいて秘と指定したものを。

【注意】

当該事務に関与しない隊員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

※取扱う者の範囲を明らかにする必要がある場合は、「注意」に代えて「対外厳秘」と表示し「〇〇関係者限定」等と範囲を明示。

【部内限り】

防衛省の隊員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

※ 省秘以外についても、自衛隊法第59条の守秘義務規定の適用を受ける可能性がある。

【特定秘密】

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条の規定に基づき、行政機関の所掌事務に係る同法別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものとして、行政機関の長が指定したものを。

【特別防衛秘密】

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条各号に掲げる事項（日米相互防衛援助協定等に基づき米国政府から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないもの。

【機密】

秘密の保護が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれがあるもの。

【極秘】

秘密の保護が高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれがあるもの。

【秘】

秘密の保護が必要であって、機密及び極秘に該当しないもの。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

管理者及び保全責任者は、部下隊員である関係隊員及び保全責任者の補助者に対し、秘密の保全に関する適切な監督及び指導を行わなければなりません。

(1) 関係法令等に定められた事項の確実な実施

ア いわゆる「need to know」の原則の徹底

(「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則)

イ 秘密保全に係る重責を自覚させるための「誓約書」の確実な提出

ウ 秘密等を含む文書への確実な「秘」等の表示と所定の保管容器等への保管

エ 管理者及びその職務上の上級者の許可を得た上での複製、破棄

オ 秘密が紛失、漏えい等した場合、直ちに適切な処置を講じ、管理者等(保全責任者等を含む。)又はその職務の上級者に報告

カ 管理者等はオの報告を受けた場合、当該秘密の送達等を受けた順に従って、秘密の指定を行った者(他国を含む。)にその旨を通知

キ 特別検査として、毎月1回以上次の抜き打ち検査を実施

(ア) 所持品検査：執務室等への出入り時及び執務中にそれぞれ実施。

(イ) パソコン内のデータ検査：ハードディスク内を検査。

(2) 管理者及び保全責任者による監督・指導

ア 関係法令等についての教育

イ 保全責任者補助者及び取扱者等が規則に定められた事項を確実にしているかについての確認、指導

ウ 官房長等は情報保証責任者等と連携して、年1回情報流出防止に関して面談による隊員の個人指導を実施

(3) 部外者の不自然な働き掛けに対する速やかな対応

外国人を含む部外者による不自然な働き掛け(例：利益の提供を受ける、あるいは、職務に係る情報提供を求められる等)が自分に起こり得るとの認識をもって注意するとともに、不自然な働き掛けを受けた場合は、関係規則に基づき、速やかに**保全責任者へ報告**することが必要です。また、秘密保全上の管理者は、不自然な働き掛けについての報告を受けた場合、関係規則に基づき、**情報保全上必要な措置を講ずるとともに、所定の報告**を行う必要があります。

